

## 「県北地域サイクルツーリズム推進協議会」規約

令和2(2020)年11月4日

### (名称)

第1条 この協議会は、県北地域サイクルツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、県北地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、次の事項について検討や調整を行うことを目的とする。

- (1) 県北地域を代表するモデルルートの設定
- (2) モデルルートにおける取り組み内容
- (3) 取り組み内容のフォローアップ
- (4) その他必要な事項

### (委員)

第3条 協議会の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加及び変更は、協議会の承認を得るものとする。

### (座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。
- 3 座長は、議事の進行に当たる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、協議会は、その目的を達したときに解散する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置く。

### (委員以外の者の出席)

第7条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してそ

の意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

- 1 本規約は、令和2(2020)年7月31日から施行する。
- 2 本規約は、令和2(2020)年11月4日から施行する。

県北地域サイクルツーリズム推進協議会 委員

(○:座長)

(敬称略・座長以外は種別内五十音順/建制順)

	種別	氏名	所属・職
1	学識者	○篠原 靖	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授
2		大森 宣暁	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授
3	観光事業者	新井 俊一	(公社)栃木県観光物産協会 会長
4		高根沢 武一	(株)栃木プロジェクトプロ 代表取締役会長 那須高原オールスポーツアソシエーション 会長
5		高橋 政稔	(株)JTB宇都宮支店 観光開発プロデューサー
6	有識者	雨谷 千紗子	ライブガーデンピチステレ マネージャー
7		柿沼 章	宇都宮ブリッツェン ゼネラルマネージャー サイクルスポーツマネージメント(株) 代表取締役社長
8		高坂 美歩	自転車活用推進アドバイザー
9		棚橋 麻衣	ラジオパーソナリティ/リポーター
10		若杉 厚仁	那須プラーゼン/NASPO(株) 代表取締役
11	交通事業者	佃 晋太郎	東日本旅客鉄道(株)大宮支社企画室企画調整課 課長
12	通過市町	大森 忠夫	大田原市教育部 部長
13		高橋 弘一	矢板市総合政策部 部長
14		小出 浩美	那須塩原市企画部 部長
15		高山 登	さくら市総合政策部 部長
16		柿沼 肇	塩谷町企画調整課 課長
17		高藤 建	那須町教育委員会生涯学習課 課長
18	道路管理者	井上 啓	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 所長
19		野尻 芳昭	栃木県矢板土木事務所 所長
20		平山 浩之	栃木県大田原土木事務所 所長
21	交通管理者	吉田 学	栃木県県警本部交通規制課 課長
22		和氣 安男	栃木県那須塩原警察署 署長
23		谷野 太	栃木県大田原警察署 署長
24		添田 敦男	栃木県さくら警察署 署長
25		高原 儀人	栃木県矢板警察署 署長
26	行政	菅俣 宗良	栃木県総合政策部地域振興課 課長
27		鱒淵 繁義	栃木県産業労働観光部観光交流課 課長
28		谷 英夫	栃木県県土整備部交通政策課 課長